

第1章 雪害対策計画

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 雪害体制の確立

第1 雪害対策の実施機関及び責務

雪害に関する予防対策、応急対策については、必要に応じ次の機関で構成する「千歳市雪害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を千歳市防災会議に設置することができる。

連絡部の体制及び任務は、次のとおりである。

区 分	内 容
体 制	千歳市、札幌開発建設部千歳道路事務所、千歳警察署、北海道(石狩支庁)、札幌土木現業所千歳出張所
任 務	1 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に対処するための関係機関相互間の連絡調整及び情報の交換 (2) その他対策上必要な情報の交換 2 連絡部の運営は、構成機関職員のうちから当該機関の長が指名する職員によりこれを行う。

第2 雪害情報の連絡体制

気象その他の雪害情報の連絡体制は、次のとおりとする。

